

平成29年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年6月7日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副町長	岡 由樹夫 君
教育長	小川 浩子 君	会計管理者兼会計課長	山口 守 君
総務課長	橋本 民夫 君	企画財政課長	佐藤 美彦 君
税務課長	笹沼 公一 君	住民課長	薄井 桂子 君
生活環境課長	大武 勝 君	健康福祉課長	立花 喜久江 君
子育て支援課長	稲澤 正広 君	建設課長	穴山 喜一郎 君
農林振興課長	坂尾 一美 君	商工観光課長	板橋 了寿 君
総合窓口課長	藤田 善久 君	上下水道課長	田代 喜好 君

農業委員会 大森新一君 学校教育課長 薄井健一君
事務局長
生涯学習課長 益子雅浩君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高林伸栄 書記 岩村房行
書記 長家佳奈子 書記 村上明美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎一般質問

- 議長（塚田秀知君） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 佐藤信親君

- 議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君の質問を許可します。

3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

- 3番（佐藤信親君） 改めておはようございます。

通告書に基づきまして質問を行いたいと思います。

何か1回休むと緊張感が増しまして、なかなかうまい質問できるかどうか、ちょっと自信がありませんけれども、議長の注意に基づきまして、簡潔明瞭な質問をしたいと思いますので、答弁もそのようにお願いしたいというふうに思っております。

1つ目の子育て支援施策についてということでございます。

少子高齢化社会の中で、いかにして若年層の流出に歯どめをかける施策を講じるかが大きな課題と認識しているところでございます。国も高等教育授業料の無償化等を検討する、また、幼児の無償化の動きが今出てきておる中、町として子育て支援施策をどのように考えているのか、他市町村より先に取り組むべき課題として次の2点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、小・中学校の給食費の完全無料化への取り組みについてであります。これについてはまだ全国的にも例のないところでございますが、これを他県、他市町に先駆けて町としても取り組む必要があるんでないかなというふうに考えますので、この点についてお伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、認定こども園利用者負担金及び給食費の無料化へ取り組むことはできないか、この2点をとりあえず伺っておきます。

これを1回目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 佐藤議員の子育て支援施策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、学校給食費の完全無料化についてですが、学校給食費の経費負担については、学校給食法第11条によれば、学校給食の運営に必要な施設設備の整備費、調理従事員等の人件費については学校の設置者が、それ以外の食材料費、光熱水費等の経費については保護者の負担である旨規定されております。

また、給食費の額については子育て支援の一環として平成19年度以降据え置いた額としております。負担の困難な方については就学援助制度等を活用して負担の軽減を図ってきております。

一方で、親の子育てに対する経済面も含めた意識の高揚を図ることも重要であると考えており、また、学校給食費の完全無料化が少子化対策に必ずしも結びつくのか否かについては不透明な部分もあるなど、検討を要すべき課題も多いと考えております。このため、今後他市町の動向を参考としながら研究をしてまいりたいと考えております。

次に2点目、認定こども園利用者負担金及び給食費の無料化についてですが、昨年11月の全員協議会でも説明いたしましたとおり、認定こども園の利用者負担金については国が定める保育料の上限額と比較して、平均で約4割程度の減額となっており、教材費については全額公費負担とし、絵本代についても1人当たり年額約4,800円を公費負担としております。

さらに第3子以降の利用者負担金の無料化やひとり親家庭世帯の利用者負担金の軽減も実施しております。また、給食費については主食分が公費負担で、子供1食当たり200円、月額3,600円を保護者にご負担いただいております。所得の低い階層については給食費の軽減を図っております。

1点目のご質問でもお答えをいたしました。今後も本町独自の子育て支援の施策を展開していく中で、利用者負担金及び給食費の無料化が少子化対策にどの程度寄与していくのか調査研究を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） ただいまの町長の答弁にありますように、また、きのうの答弁の中にもありまして、町としても相当子育て支援施策については充実してきているかなというふうにも私も認識はしております。今町長の答弁にあったように、このやることによって、これが少子高齢化に歯どめをかけられるかという点については、まだこれ未知だと思うんですけども、例えば給食費の無料化については全国で55市町村、県内では大田原市のみが実施しているということでございます。

でも、やはり子育ての中で一番重要な問題というのは何かといいますと、やはり子供に対する費用負担、これが年々増加するということが、当然子供を産めば将来的には大学まで出さなければいけないという感覚で親はいると思うんですよ。ですから、そういう子供たちの将来のことを考えると、多くの子供を産めないとか、そういう感じになってくるのではないかなというふうに思います。そういう面で小・中学校の給食費も無料化になれば、安心して家庭の支出を抑えることもできるということで、将来的につながってくるのではないかなと、こう考えますので、そういう点についても考慮した上、ほかの動向を見てからではなくて、先に那珂川町として町はこういうふうやっていくんだという強い姿勢を見せていただければいいかなというふうに感じますので、再度その点についてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま佐藤議員おっしゃいました子供が経年といいますか、年を重ねるごとに教育費、これが増加していく、現在実際そのとおりだと思っております。特に高校、大学、こちらでは非常なお金もかかる、このように認識をいたしております。小・中学校の給食費の無料化によって、そちらの経費がどれだけ軽減されるか、また、それによって

子供を1人余計にもうけたい、こういう気が起きるか、これは調査研究をしてやっていかなければならない、このような状況にありますので、他の動向を見ながらという遅くなってしまふ、こういうご発言もございしますが、そういう施策をしているところ、全国で50数カ所というお話でございしますが、そちらの先進地の事例等も研究をさせていただきたい、このように思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） そういうことで何とか財政的な裏づけも必要になってくるかなというふうに思います。無償化すると、大田原市の場合ですと年間8億円ほど要しているというふうなことで、当然那珂川町もこれを実施することについてはもう何千万というお金が支出されるようになるかなというふうに思いますけれども、その財政需要とあわせて、町として前向きにこれを検討していただきたいなというふうに思ひまして、1つ目のほうは終わりにしたいと思ひます。

2番目の認定こども園の利用者負担増について、これも全国的にも余り例がない。先ほど町長が答弁されましたような方法でやられている市町村は全国的にもこれは多くあります。1つの例としまして、南相馬市は完全無料化、あと岩手県の1町で、ここは全員無料じゃなくて、1歳から2歳児までを無償化するという取り組みでやっております。現在の那珂川町の認定こども園のゼロ歳から2歳を見ますと、合わせて52名の方が該当するというところでございます。保護者に聞きますと、保育料負担のためにまた働きに出ているというような状況もございします。当然働きに出れば所得もふえますので、保育料にも影響してくるという、そういう感じになってくるということもございしますので、せめて全額全員無料化、これが理想だと思ひますけれども、それが無理であれば、ゼロから2歳児までを無償化にするとか、そういう方法も検討してもよろしいのではないかなと、これは本当に全国的にもまれな施策でございしますので、これは十分検討するに値する問題ではないかなというふうに自分は考えているわけなんですけれども、その点についてお伺ひしたいなというふうに思ひます。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 議員がおっしゃるとおり、ゼロ歳から2歳児の無料化については全国的にも行っているところが少ないというふうに私も聞いております。那珂川町では第2子以降の場合はひとり親世帯については第1子の年齢にかかわらず無料、それから、小学校3年以下の範囲内において、これは所得の制限はありませんけれども、最年長の順

から2人目は半額、3人目は無料と。それから、第2号、第3号の認定においても同様の考え方で軽減は図っているんですが、ゼロ歳から2歳児についてはなかなか少ないというのが実情かと思います。

那珂川町におきましては、少子化の進行を少しでも抑えるために、現在多子世帯も先ほどの保育料の軽減措置を実施しておりますけれども、今後も引き続き子育て支援の施策を展開していく中で、それとあわせて考えたいと。

それと、国でも一部認定の負担額の段階的な引き下げということも考えているようですので、それとあわせて無料化について研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 一応前向きな答弁でございますけれども、この問題については本当に喫緊の課題だと思うんですね。ですから、これについても町の財政的な負担がふえてくるということもあり得ると思うんですけれども、那珂川町に行けば安心して子育てできる、環境も整っている、その中でこの保育料の無料化が図られるということになれば、現に宇都宮にいて、保育園だか幼稚園だかに入れないという方が那珂川町に越されてきて入っているという話もちらっと聞いているんですけれども、まだわかあゆというか、認定こども園の充足率から見ると、まだ107名ほどが余分なスペースがあるということでございますので、こういう無償化をすることによって他町からどんどん那珂川町へ呼び込むというような感じでいければ私は少しでも人口の流出に歯どめをかけることができるかなというふうに思っております。

昨年、長野原の下條村へ視察に行ったときも、若干人口が減少しているということでもございましたけれども、この若干で済んでいるのは今までの子ども・子育て支援施策、子供支援住宅というものの建設の効果だというふうに聞いてきました。出生率も20%だったものが若干下がってしまったということもございますけれども、そういう施策を先んじて講じていることによって、少しでも人口流出の急激な流れをとめることができるということでもございますので、ぜひこれは検討していただきたいというふうに思いますので、町長、その点について再度お伺いしておきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまここで即答はできませんけれども、調査研究をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） ということは、前向きに検討していくということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 検討でバックの検討というのは余り聞いたことがございません。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 議会用の隠語というんですかね、検討するとかという、それはやらないというような認識に立つ考えなんですけれども、やる方向でという、検討をするということによろしいですね、町長。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） まずは先進事例等の調査研究をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 以上で1番目の質問は終わりにしたいと思います。

2番目の町工事発注のあり方についてでございますけれども、町の建設工事請負選定要綱によりますと、工種別にA級、B級に区分されておりますが、大型工事につきましてはほとんど現在のところ町外の業者に行っている。大型工事で町内の企業が入れたのは新庁舎の建設にJVで那珂川町の業者2社が入れたということでございます。

そのほかに、また落札率が特定の業者が入ることによって極端に下がるという傾向が見られているというところについてもちょっと心配な念があるんでございますけれども、これらの点を踏まえまして、次の点についてお伺いしたいなというふうに思います。

1つ目は、町内業者とのJVを条件とした入札を考慮し、町内企業の育成を図るべきと考えておりますが、これについてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

あと2番目といたしまして、低価格での落札は町の財政的には当然いいわけでございますけれども、反面、それに伴ってさまざまな手抜き工事等も考えられるのではないかなというふうに思いますが、このような事例はあるのかどうかについてもお伺いしたいなというふうに思います。

3番目といたしましては、完成検査は誰が行っているかについて。

この3点についてお伺いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚田秀知君） 副町長。

○副町長（岡 由樹夫君） ただいまの町発注工事のあり方についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目、町内企業育成のための町内業者参加のJV等による入札についてであります。共同企業体JV制度とは、建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が1つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のことだと思ひます。

一般的には議員ご指摘のように、新庁舎建設のときの入札要綱に採用いたしました。特定の工事に際して組織される特定JVでございます。共同企業体の活用は大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力を結集することにより工事の効果的、安定的施工を確保する場合と工事の規模、性格等に照らし、共同企業体での施工が必要と認められる場合に採用するものと考えております。

また、町共同企業体取り扱い要綱にもその基準が定められておまして、企業育成の手法として採用するものではないものと考えております。

しかしながら、ご指摘のように、町内企業の育成あるいは町内企業の受注機会の確保の観点から、工事の発注の際は一般競争入札では町内業者へは参加申請の資格を緩和したり、町内企業のみで施工可能と判断した場合は、町内企業のみ参加できるように配慮して発注をいたしております。

指名競争入札では専門的業種など特殊なものを除いて、極力町内企業のみを指名とし、工事の内容によっては上位等級の発注金額であっても、下位等級の企業を参画させ、施工機会の確保に努めておるところであります。

また、大型工事で町外企業が受注した場合においても、全ての工事において協力企業や一定範囲の下請負につきましては町内の企業の優先的、積極的な採用について配慮を求めているところがございます。

今後とも町内企業が積極的に受注し、元請、下請を問わずに工事に参画し、施工実績を伸ばしていくことができるよう、町内企業の健全な育成などにも配慮しながら、公共工事の適正かつ効率的な執行に努めてまいります。

次に、2点目であります。低価格落札における手抜き工事等の事例についてでございますが、当町では入札の際、工事の品質確保の観点や低価格受注により労働者や下請企業にしわ寄せが及ぶことのないよう、最低制限価格を設けておりまして、そのような事例がないものと承知しております。

次に3点目、完成検査職員についてでございますが、那珂川町財務規則及び那珂川町建設工事検査規程、さらには検査関係の内規に基づき、町長から下命を受けた課長が行っております。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） ただいま副町長から簡潔明瞭な答弁がございまして、私も今どのように次の再質問をしようかなというふうに考えているところでございますけれども、共同企業体で実施する取扱要綱によりますと、その工事額が土木ですと2億、建築ですと3億、その他で1億円という形になっているかと思うんですけれども、この基準につきましては何を参考にされているのか、この点についてちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） この共同企業体の要綱につきましては、他市町の事例を参考に額を決めさせていただきました。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） そうしますと、これは任意で、取扱要綱ですから、この金額等については町の独自の判断で変えることもできるわけでございますよね。どうしてもほとんどを見ていくたびに町外の業者が落札していると。そんなに町外の業者ばかりやっていると、町内の事業者が格付を上げることがなかなかできづらい、点数を上げることができづらいという面もございますので、この点についても見直しをして、町内業者とJVを組みやすいような、そういう共同企業体の選定要綱というのがあってもいいかなというふうに、こう感じますんで、別にこれ業者に便宜を図るとか、そういうことじゃなくて、町内の企業の育成、健全化を図っていくということで必要ではないかなというふうに思いますので、その点についてお伺いしたいなと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 私どもが発注する際にいつも心がけておりますのは、町内事業者に受けていただきたい、これはもう当然議員さんと同じように考えているところです。

ただ、工事の種類や工事の規模によっては町内事業者が施工するのが困難なもの、そういうものもございます。当然そういう中では先ほど議員さんからご提案のありましたJV、こういうものを組んでいただいて、参加していただく、これは条件をつけるものじゃなくて、参加をしていただくという形で技術の研さんを積んでいただきたいと考えております。当然競争入札ですから、同じ条件のもとで入札をして、自分ができる範囲で金額を入れるわけですから、その金額の中でできるということであれば、一番安い方をお願いしたい、当然最低制限価格というのもございますけれども、そういう形で実施をしていきたいと考えております。事業者の方には少しでも町の事業を、工事、発注するものをとっていただきたいという考えは議員さんと同じで気持ちで考えているところです。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） ただいま総務課長の答弁、これもまた本当にいい答弁だなというふうに私も認識しているところでございますけれども、品確法というのが改正されまして、地方公共団体は基本方針に従って措置を講ずる努力をする義務があるということになっております。また、公共工事の品質確保と、その担い手の確保のために講じるべき施策を広く規定するということになっております。建設事業もこの間の馬頭小の工事なんかの入札率を見ても79%台ということで、これで企業体として収益が確保できるのか、ある程度の収益を確保できなければ、若手の雇用も担い手の育成もなかなか進まないのではないかなというふうに、こう感じておりますので、なるべく低価格での落札というのは、これ競争原理ですから仕方ないなというふうには思いますけれども、やはり品確法にのっとったようなやり方でやっていただければなというふうに思います。

それで、2番目の（1）については終わりにしたいというふうに思っております。

2番目の低価格での落札は町の財政的によいということでございますけれども、何か事例的に1つあったというようなことを聞いております。それは瑕疵担保期間中であつたために、それは修正されたということでございますけれども、以前、小川町時代にもたたき合いというか、過当競争の結果、低価格で落札をしたのはいいんだけど、後で大きな問題が出たというようなこともございます。ですから、確かに競争原理だとはいいながらも、ある程度の利益を上げなければ企業としてはやっていけないというふうに私も思うわけなんです。そ

ここで、先ほどの話の中でも出ましたように、担い手の育成、土建業でも建築業でも何でも後継者が育たなければ成り立たないわけです。また、若手が入ってこないということはどこかに行ってしまうということで、若者をつなぎとめるためにも優良企業体として残っていくというようなことに持っていかなければいけないのではないかなというふうに感じているところです。

現に今新卒者を採用している建設業もございます。かといって1人だけの採用だとどうしても年配者の中に1人だけぽつんというのと、話がかみ合わないとか、いろいろな問題でやめていってしまうというような事例もあるみたいでございます。そういう点からも地元雇用も促すという意味からも、なるべくそういう低価格にならないような施策で臨んでいただければなというふうに思います。

この点についてどのように考えているかお伺いしておきたいなと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 難しいことだと思うんですが、あくまで町が発注する公共工事、当然皆さんからいただいた税金、国・県の補助金、そういうものから捻出をして工事を発注しているわけでございます。私どもとしても当然そういう気持ちはありますが、原理原則に従いますと、どうしてもそのような形がとれない。当然最低制限価格というのを設けまして、それを下回るような、先ほどおっしゃったような下請業者や、そこで働く従業員に対して負担がかかるような部分については最低制限価格の中で対応していくこととしておりますので、その辺については今現在の制度の中での運用でございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 当然この選考過程にもいろいろあるのかなというふうに思いますけれども、当然町の選考委員会の規約もあると思うんですけれども、どうしても先ほどに戻ってしまうかもしれませんけれども、全てが入ってなければ普通の品確法に基づくような価格で落札と。特定の業者がいるとぐっと下がってしまうと。これで私ども実際に利益が上がってくるのかなという感じもします。競争社会ですから仕方ないといえば仕方ないということでもありますけれども、未然に防ぐような方策も講じていくべきではないかなというふうに思います。

例えば選考基準でいくとどのように選考されているのかというようなところもちょっと私

らにはなかなかわからないんですけれども、当然選考委員会の記録というものは情報開示はされるわけですよね。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 当然公開文書の対象となるものでございます。

それともう1点は、町内業者に関してはどの業者を選ぶという形じゃなくて、通常ですとランクづけに従い、町内に発注する場合には全業者を指名しております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 今、総務課長が全業者と、こう言っておりますけれども、町としても土木工事はAランクは幾ら以上、Bランクは幾ら以上、建築工事については幾ら以上というものがありますけれども、過去の入札例を見ますと、先ほど町長のほうの答弁の中にもあったように、A、Bが混じっているような事例もあるかと思うんですけれども、その格付をした以上は、その予定金額というか、そのいかにについてはBランクはBランク、AランクはAランクというような形でやらないと、いろいろ厳しい面も出てくるのかなという、こう感じが私はしているんですけれども、それはないよと。少しでもAランクの事業にBランクも入れて、少しでも技術力を高めようという親心で入れているのか、どうなのかという点もありますので、規則とかそれを見ますと、どうしても厳密に物事を考えしまうというところもあるかなと思うんですけれども、その点について再度お伺いしておきたいなと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まさしく議員がおっしゃるとおり、Bランクの業者さんにも実績を上げていただきたい、そういう思いでBランクの業者さんでもできる工事についてはAランクの業者さんに混じって入札に参加していただきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） いい答弁でございますので、質問の仕方がだんだん狭まってきまして、なかなかいけないということもございますけれども、直近の例を見ましても、馬頭小の仮設校舎の賃貸料、これはもう賃貸料ですから、議会の議決を要さない金額でございますけれども、これが9,529万5,000円で町外の業者に行っている。当然校舎の改修工事については今お示しのとおり、これも町外の業者でございます。放課後クラブの保育室賃借料についても、これも町外ということでございます。ある業者に、私もこれ町内の業者でできないのかと、

こう聞いたらば、いや、ほかの町ではなるべく地元企業がやっているよというようなこともございます。そういうことも踏まえまして、今後いろいろあるかと思うんですけれども、やっていただきたいなというふうに考えておりますので、その点についてよろしくお願ひしたいと、これはお願ひであります。

以上で2番目の質問については終わりにしたいと思います。

3番目の完成検査は誰が行っているかということで、先ほど副町長からの説明がありましたけれども、当然担当課長が当たるということもございますけれども、その担当課長は専門性を持ってやれるのかどうかについてお伺いしておきたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 私も検査担当官をさせていただいたことがございます。特に専門性があるものについては私で判断できないものもございますので、そういう際には当然担当課の職員も同行して検査に立ち会うということになっております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 私もそういう現場に立ち会ったこともあるんですけれども、これではなかなかわからないなど。専門性が相当高くなってきているわけなんですよね。町としてもその検査業務を行えるような専門職を養成するとか、現に今、烏山の土木事務所にも職員が派遣されているという実態がございますけれども、そうやって職員の育成もあわせて、検査能力を高めるような職員を育成するというのも重要な役目かなというふうに思いますので、その点について再度お伺いしたいなというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 私もそのように感じているところです。ただ、大きい工事等については、設計監理業務ということで業者さんに監理をお願いしているという部分もございます。そういう面では専門的にはちゃんと管理をしていただいているのかなと思っているんですが、ただ、小さい工事の場合にはそういう監理業務を頼んでおりませんので、そういう分についてはもう少し職員も専門性を高めていかななくてはならないのかなと思っています。

ただ、現実的な問題としまして、そういう専門職、技術職ですね、採用しようと思っても、なかなか応募がないというのが今の私どもの町に限らず県、それからほかの市町村においてもそういう状況になっております。でも、そうはいいまして、職員の資質の向上というのは大切でございますので、機会があればいろんな研修に参加をさせ、また土木事務所等にも

研修派遣を継続してさせていきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

以上で2番目の質問は終わらせていただきたいと思えます。

3番目の安心・安全なまちづくりについて伺います。

これはもうきのうの益子明美議員と町長と、あと大武課長とのやりとりを聞いておりますと、総務課長のほうからも重複しないようにと強く言われておりますけれども、放射性汚染物質を、8,000ベクレル以下は一般廃棄物になってしまうわけでございますけれども、これが受け入れられるということになりますと、町民にとってはこれが本当に安心・安全なのかというような感じがいたします。町長としては町民に安心・安全を与えるのが私は町長の職責だというふうに思っているわけなんですけれども、この点について町長はどのように考えているか伺いたいなというふうに思えます。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 佐藤議員からきのう益子明美議員の答弁でほぼ言われている、このようなことでございます。私からは昨日、益子明美議員に答弁申し上げましたように、放射性物質を含む産業廃棄物の受け入れについては環境保全協定の中で検討してまいりたい、このように考えております。現在は数字的な発言は控えさせていただきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 私はあえて数値とか、そういうことは言わないんです、もう何回も聞いておりますから。それは一般廃棄物と指定廃棄物の差のために言っただけなんです。私は安心・安全なまちづくりをするために、放射能に汚染された物質を受け入れるのか、入れないかという点について、また入れるにしても、どのように安全・安心を考えているのかについて町長の考えをお伺いたいなと、その1点だけなんです。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 放射性汚染物ということで、いわゆる放射性廃棄物とは別に考えまして、汚染物質というのは実際福島原発で事故があったということで、相当広範囲にわたってあろうかと思えます。例えば私の家の屋根のトタンあるいはよその家の瓦、こうい

うところにもあろうかと思えます。その中で、そういうものを全て入れない、こういう発言は私はできませんので、そのレベルについては県のほうと協議をさせていただき、保全協定の中で検討していきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） はっきり言って、この放射性汚染物質というのは未知の世界ですので、どのようになるかというのは私らもわかりません。これは何ベクレル以下が安全だとか安心だとかということを私は言えないと思えます。今東京で騒がれております豊洲移転問題、築地の残留かどうかということの、その中でも安心・安全という、これは観念的なものかなというふうな感じがしますが、町民が安心できるということにするのには、町長が一言入れないということ言えば、もうほっとするのではないかなというふうな感じがします。何ベクレルだから大丈夫だからだといって、それで入れて、その後に低放射線被曝というふうな形で何かの形で孫子に出てくるような思いは私は絶対させたくないし、私が議員である限りは、これは絶対許したくないなというふうに思えます。もしここで許してしまうと、私らはもう一生涯、死んでも責任を負わなければいけないなというふうな形になってくるわけでございます。

そこで、町長といたしましても、町民に安心・安全を与えるという観点からも、十分にこのところは検討していただきたいなというふうに私は思っているわけなんですけれども、これ以上言っても、今国会でやられている加計問題での答弁と同じような感じで、もういつになってももちがあかないというふうな状態になってしまうかなというふうに思えます。

ただ、チェルノブイリ原発事故によると、健康被害が当時の子供だった者がお子さんを産んで、そのお子さんに障害が出てきているというふうな状況でございます。ですから、この問題は一朝一夕には解決しない問題ではないかなというふうに思えます。特に急性白血病や甲状腺がん、ダウン症などのさまざまな症例が出てきているわけでございますけれども、そういうところを避ける意味からいっても、放射性汚染物質は絶対那珂川町の処分場には入れてほしくない。3.11以前のもは私は一般廃棄物としてどんどん受け入れてもいいと思えますけれども、その後の汚染されたものについては断固拒否していただきたいというふうに感じております。この点についてはもう多分今までのやりとりを聞いていても、もう大体自分でも頭の中で理解できておりますので、これ以上は質問はいたしません。

以上で大きな3番目の安心・安全なまちづくりについては終わりにしたいというふうに思

います。

4番目の馬頭地区学童保育施設についてでございますけれども、今回馬頭小の大規模改修工事に伴いまして、あわせて学童保育施設も仮設校舎での運営をする形態になってくるわけでございますけれども、工事終了後も引き続き馬頭小の校舎の空きスペースを使つての運営という形になるのかどうかについてお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 馬頭地区の学童保育施設についてのご質問にお答えします。

馬頭小学校の普通教室及び特別教室の大規模改修に伴つて、馬頭地区の学童保育はことしの9月から平成31年の2月まで仮施設での保育となりますが、その後については馬頭小学校の児童数及び学童保育の希望者数の推移を見ながら教育委員会と協議して、小学校施設の利用と考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 引き続き馬頭小の校舎を利用して運営していくということで、当面は新築とかそういうものは考えていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 移転ということも含めて教育委員会と協議をしましてまいりましたけれども、馬頭小学校の余裕教室あるいは校庭内の利用、それと周辺の土地の利用、そういうものについても検討してまいりました。今のところ馬頭小の施設ということになっておりますけれども、馬頭小の利用についてはトイレが一般の教室と共用ということでありまして、小学校の休業中の管理面からいってもちょっと問題があるのかなというふうに考えております。いずれにしても、引き続き教育委員会のほうと協議をしましてまいりたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 前に教育民生で現場を視察したわけなんですけれども、やや学童の数に比較して、そのスペースが狭いと。また、玄関等雨が降つた場合には屋根がついてないので、靴が濡れてしまうとか、そういう一体の施設面での不備もござひます。その点については大規模改修工事の中で改善されていくのか。また、それと一般教室と、その学童保育施設の間の間仕切りがないものですから、自由に入出入りしてしまうというような経過もござひま

すので、そういう点も改修されるのかについてちょっとお伺いしておきたいなと思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 議員がおっしゃるとおり、確かにスペースが狭いということで、1人当たりのスペースは国の基準は満たしておりますけれども、定員に比べてぎりぎりの状態でやっているというようなことで、狭い状況であります。大規模改修が行われますけれども、大規模改修については校舎の改修ということですので、先ほどのトイレの問題も含めて、改修後のトイレ等について考えていきます。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） そうしますと、この改修工事が終わって、入って、近々にまた新しくつくるなんていうことはないですよ。当然三千何百万もかけて仮設校舎をつくっているわけですから、これが二、三年でまた新たにどこかに移転してつくるということになると、その3,000万が無駄になってしまうというようなこともございますので、施設の設置関係については計画的にやっていくと。今回は西小との統合問題も絡めての予算措置かなというような感じもしておりますけれども、この3,000万というと、我々にとっては物すごい金になるわけです。町全体からすれば大した金ではないんですけども、このお金が無駄にならないような形で進めていただければなというふうに思います。

以上で4番目の学童保育施設については終了といたします。

5番目の下水道の公共ます設置についてでございます。

下水道利用可能区域内に新たに家を建てた場合、接続に要する公共ますの設置費用の負担についてお伺いしたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 下水道の公共ます設置についてのご質問にお答えいたします。

新築する家が下水道区域内であれば、町が新たな公共ますを設置します。その場合、受益者負担金をいただきまして、小川地区では15万、馬頭地区では20万円をいただいております。また、下水道区域外から下水道を使用する場合、いわゆる区域外流入の場合は、個人負担において下水道の公共ますを設置していただいております。その場合、受益者負担金はいただいております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 課長からの説明、わかりやすくあれなんですけれども、私はわかりますけれども、これは一般町民の方が理解できるかという、なかなか私は理解できないと思うんですね。当然馬頭地区は公共下水道だからいいというふうに言っておりますけれども、小川地区は特環、特別環境保全公共下水道という形になっているわけで、これは当然町うちの中でも当時は農地だった。けれども、今度は息子が大きくなって、きのうの答弁にもありましたように、核家族化が進んでいるという中で、じゃ、ここの土地に家を建てたらどうだということで家を建てる場合、今度公共ますがない、どうしようか、自己負担でやってください、こういうことでは私はいけないのではないかなというような感じがします。下水道がみんな普及している中での当然自分も下水に入れるなと思っていたら、自己負担をしなければ加入できないというようなことでは、私は若い世代がこの町に定着しようとしても定着しづらいのではないかなというふうに考えるところなんです、この点についてどのように考えているかお伺いしたいなと思います。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 議員がおっしゃるとおり、小川地区においては特定環境保全公共下水道ということで下水道の事業を進めてまいりました。この特定環境保全公共下水道におきましては、都市計画を引いてなくてもできる下水道事業でありまして、早急に環境保全をしなければならないというような箇所を特定しまして実施したものであります。その結果、公共下水道と違いまして、区域の設定というものが現況主義に、実際に家屋が建っているところにますをつけてまいりました。また、そのときに宅地であった場合には、一応断りを入れて、宅地で将来的に家を建てる場合には公共ますをつけてまいりました。しかし、その当時に田んぼであったり、畑であったり、雑種地であったりした場合には公共ますはつけておりません。それで新たにそういう開発行為というか、新たに家を建てるような場合がありますが、この受益者負担金の金額を決めた根拠が公共ます設置相当をいただくということで、小川地区についてはその当時、公共ます設置1カ所つけると大体15万円程度であったものですから、その分をいただいたということになっております。ですから、もし区域外であって、そこに新しいお宅を建てたという場合におきましても、公共ますは設置していただくと。その場合、受益者負担金はいただきませんので、利用者としては同じような金額になると思います。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 法律上からいけばそうになってしまうのかなという感じはしますけれども、現に今新しく宇都宮から若い世代が越してまいりまして、家を建てて、接続したわけでございますけれども、若い人たちが家を建てて住もうとすると、若年層というのは金融機関からお金を借りられる金額も少ない、また給料も少ない、そういう中において、公共ますをつけるために、またさらに多額な出費をするということになりますと、せっかく那珂川町に戻ってこよう、特に馬頭地区はいいにしても、小川地区でそういう条件が、縛りがあれば、だったらさくら市とか、そういうところのほうが、環境の整ったところがいいかなというような形になってしまうということで、これも若者の人口流出、また流入を受け入れるためにも、これは町としても真剣にこの取り扱いについて検討すべきではないかなというふうに思っています。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 公共ますを設置するだけであれば15万程度で済むかなと思うんですが、議員さんがおっしゃっていることは、きっと国道に取りつけた場合、国道から下水道を引いた場合に多額の費用がかかってしまうという場合、相当な負担になってしまうのではないかなと思います。その場合、国道の復旧のためには最低5メートル、それから国道293、294、矢板那珂川線におきましては3層の本復旧をしなければならないということで、四、五十万程度は多くかかってしまうというような問題は現在聞いております。それにつきましても、今後ちょっと近隣町村、またそういうことを調査研究をちょっとさせていただいて、検討させていただきたいということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 当然先ほど課長は国道関係と言いましたけれども、町道関係についても、同じく掘削を相当しなければいけないので、相当かかると思うんです。うちの息子の場合は、宅内配線とあわせて80万ほどかかったと。自分の家の場合ですと接続に30万ぐらいの費用で済んだという例もございますけれども、若干そういうますがついている、ついてないで負担が大きくなっていくということもございますので、その辺については先ほど検討していくということでございましたので、よろしく検討願いたいと思います。

また、もう一つの方法としまして、隣接で加入している方がいれば、その公共ますをお借りして、接続するということが可能なのかなのかについてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 下水道法第11条におきまして受忍義務というのが下水道法にありまして、下水道を流すことができない場合に、他人の公共ますを借りることができるというようなものがあります。そういうことでありますので、できれば多額の費用がかかる場合、できれば隣接の公共ますを共用していただいて、使っていただければなというふうには思っています。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

〔3番 佐藤信親君登壇〕

○3番（佐藤信親君） 大変ありがたい答弁いただきましてありがとうございます。この問題は若者を受け入れるまちづくりということを考えれば、こういう環境面も整備していく必要があるかなというふうに思います。これについても多額なお金がかかるかなという感じもしますけれども、その点について前向きに進めていただければなというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◇ 益子輝夫君

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君の質問を許可します。

4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） こんにちは。よろしくお願ひいたします。

日本共産党の益子輝夫でございます。ただいまから4点にわたっての一般質問を行いますので、執行部初め丁寧な答弁をお願いしたいというふうに思います。できるだけ専門用語を使わないで、私を初め町民の皆さんにわかるように答弁いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、6月2日に那珂川町の一部なんですけれども、ひょうが降って被害を受けた方がいらっしゃるようです。小川地区の一部、大山田下郷地区の一部、谷川地区の入郷の一部など、健武の一部でも降ったらしいんですけれども、露地野菜のナスや葉たばこ、フキなどがかなりの被害を受けたようです。それと丹精込めた家庭菜園なども大きな被害を受けているようです。その方々には心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目の高齢者の「アシ」の確保についてということで質問させていただきます。

最初から余り話したくないことなんです、今、毎日のように高齢者の関係する交通事故がふえています。命を落とすというようなことは全国的にも、また栃木県内でもかなりあるようです。この間、馬頭署に行っているいろいろ聞きましたが、栃木県内でも高齢者の関係する事故が去年1年間と、ことしの4月にかけて1,800件ぐらいあるんだということを言っていました。そのうちの死亡事故が27件のうちの20件が高齢者が関係した死亡事故だということを知っています。これはふえても減らない現状だということを担当の警察署員に聞きました。そんなことも含めまして、一生懸命働いて生きている、そういう中でどうしても足がないために、自分で運転して病院に行ったり買い物に行ったりしているんだと、私も地元の高齢者を初め、何人かの人に聞いている。いや、無理して運転しないでデマンド使ったほうがいいんじゃないとか、そういうことを言いますけれども、デマンドでは十分な用が足せないんだよと。本当に車の免許返上はしたいけれども、現実的には返上できないんだというのが手や足をもぎられたと同じになってしまうんだよと、80過ぎの大先輩たちが言うんですが、本当にその心情は聞くと大変だなというふうに思います。

それで、特に町としても高齢者の足としてデマンド交通を行っているんですが、その後発着場をふやしたと聞いていますが、その効果を伺いたいと思うんですが、まず1点目として、そのデマンド交通を行って発着場をふやした結果どうなっているか、その辺の効果を伺いたいというふうに思います。

それと、2つ目として、町外の病院とかに通院、また買い物をする要望の声も多いようで

すが、今後のさらなる充実のためにどのような方策を考えているか伺いたいというふうに思います。

以上、2点を第1回の質問としたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 高齢者の「アシ」の確保についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、デマンドタクシーの乗降場所をふやした効果についてですが、本年4月より利用者アンケートをもとに、デマンドタクシー「なかちゃん号」の乗降場所を19カ所追加、変更しました。これは3月の議会のときにも議員さん方にもご報告は申し上げてあります。それと、4月の広報には町民の皆様にもお知らせをしているところです。まだ2カ月余りしかたっておりませんので、その効果は確認はできておりませんが、利用者の皆さんからは好評であるということを経営手さん等からお聞きしております。

那珂川町のデマンドタクシーは高齢者のみならず、町民の生活交通手段の確保を図るために、町内に限定して運行が行われております。もちろん事業認可もそのような形で受けているものでございます。現在、利用登録数も3,095名とふえてきております。今後とも運行事業者と協議をしながら、より利用しやすいデマンド交通の運行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 次に2点目、高齢者が町外へ通院する際の移動手段についてですが、お一人で通院できる方はいろいろな移動手段により通院されているかと思えます。また、介助が必要な方などは現在町社会福祉協議会で実施している福祉タクシー券を利用したの通院あるいは福祉有償運送事業者のサービス等を利用して通院している方もおります。疾病の内容にもよりますので、一概には言えませんが、緊急的な医療以外は町内にかかりつけ医を持っている方も多く、本人が長い距離の移動が負担であるので、医師同士の連携により近くの医療機関へ受診する方法をとるといった方も見られます。今後は介助が必要な方の町外への通院につきましては、ニーズを把握しながら福祉タクシー券の見直しやNPO法人等の事業所において福祉有償運送として実施をしていただくなど、輸送の安全や利用者の利便性の確保ができるよう、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） ただいま説明をいただいたんですが、私も下野読みましたけれども、

デマンドこそが命だと答える高齢者の方も、おばあちゃんだけでなく、いろんな人がそういうことを言っています。そういう点ではかなり助かっていることは事実であります。

ただ、私、調べさせていただいているんですが、県内でも有名なかなり実績を上げている高根沢のデマンド交通システムをこの間、行って説明を受けてきたんですが、ここは一律に1回100円なんですね、どこへ行こうか。それと町内だけじゃなくて、指定された病院、黒須病院とか、あとは藤井脳神経外科までは行くんですね、それと市貝町の一部とか。これはもちろん100円では行きませんが、そういうことが現実にやられています。そして年間の利用者が4万人を超えているというのが実態だそうです。

それと、デマンドを4台でやっているんですが、朝7時から夕方5時まで、17時までですけれども、1時間ごとに走っているんですね。これは本当にすごいことだなと思います。それで行き先も当町と変わらないと思うんですが、かなり広域にわたって行き先が決められて、利用者も特に高齢者80代がかなりのウエートを占めていますね。それと若い人たちも利用しています。そういう点で1日大体150人から、多いときで200人ぐらい利用しているんだということを説明いただきましたけれども、そういう点で4万人を超えているという利用者に私もびっくりしたんですが、大体ほとんど始めたときは少なかったんですけれども、今は何年前からはずっと4万人以上定着しているそうです。

そういう点で、課長はいろいろ調べておわかりになっていると思うんですが、私も資料も高根沢町からいただいてきたんですが、もっと必要なあれがあれば何度でも電話してくださいということと言われたんですが、こういうあれで病院なんか特に先ほど健康福祉課長ができるだけ町内の病院と。町内の病院では用が足りない場合があるんですね。だから日赤へ行く方にも聞きました。デマンドへ利用して、箒川の橋まで行って、あそこから歩いていかなければならないんだと。病院へ行くというのはぐあいが悪くて行くんだと。そういうことも考えてもらいたいという声も聞いています。また帰り、歩いて帰ってこなければならないのか、あそこからというと、本当に大変だという老人の方も実際います。あとは前にも言ったんですけれども、那須南病院へ行くのにも、行くときはいいんですけども、午後、診察して帰ってくるとデマンドがないんだと。だから結局馬頭までのバスはありますけれども、そこからタクシーなり何なり頼むと結構高くなってしまふんだという声を聞きます。

そういう点では回数をふやすとか、そういう乗り継ぐ時間の余裕を持ったあれをとって、やっぱりそういう高齢者、特に患者さんや、そういう人たちが安心して病院へ行ける。例えば日赤へ行くんだしたら、那珂川水遊園までちょっとデマンドが行けば連絡とれるような方

向とか、あと烏山南に午後行っても、夕方にはデマンドで帰ってこれるような、そういう体制がとられれば、高齢者にとっては、特に土曜日でも病院はやっていますから、そういう方向で検討していただけないかなと思うんですが、その辺のことは今後充実というのを考えていると言いますが、具体的な方向として便をふやすとか、あるいはそういう行き先を町外でも行けるような方向、これはいろいろ規制があるようですが、その辺の検討はしていただけないのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） より利用しやすい方法を検討させていただくということで先ほど答弁させていただきました。ただ、そうはいいまして、限界がありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それと、今回初めて、昨年の利用者アンケートをとらせていただいて、これも議員さん方にもご報告をさせていただきました。その中では便数はちょうどいいという方が大半でございましたので、足りないと言われれば、当然それは数が多くなってくれば業者さんにも何とかならないかというのをお願いしていかなくてはならないなと考えておりますし、乗降場所についてはちょっと少ないよと言われましたので、今回改めてふやしたわけでございます。そんなことがありますので、利用者の皆さんからいろんなご要望をいただいたり、それから、アンケートをとった中で検討をさせていただきたいと思います。

それと、補足になってしまうんですが、東野バスなんかは、朝一番は日赤の玄関まで行っているというふうな、それも私どもからも協力をお願いしていきたいな、今後もそういう形をお願いしていきたいなと。

それと、デマンドタクシーについては、高根沢さんは100円、財政的に余裕があるんでしょうかね。那珂川町でも300円にしています。これは時間と、それから運行場所が限定しているからできるということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） そういう点では前向きにある部分では検討している、また、利用者の声を聞いてやっているということなんですが、意外と年寄りというのは遠慮がちなものから、そういう点をはっきり言う年寄りもいるけれども、控え目に言う年寄りもいますんで、私のほうにはそういう声も伝わっていますんで、そのことを断っておきたいというふうに思

います。

それと、これから高齢者がふえていく、そういう点では従来どおりのあれということじゃなくて、少しずつでも変えていく、そういう高齢者もいるんだということを考えていただきたいというふうに思います。

以上で1番目の質問を終わりたいと思います。

2つ目として、ひとり暮らしの障害者に対する防災対策について伺いたいと思うんですが、最近火災や災害で身体の不自由な方が亡くなったり、大きな事故に遭うということがかなりふえているという新聞やマスコミ等の報道が伝えられています。いざ災害が起きたとき、また、なかなか行動もできない方がいらっしゃると思います。日常普段にこれも訓練をやっていないと、いざというときに本当にその人の命を守ることができるかという点も出てきます。そういう点で3点ほど伺いたいというふうに思います。

町内にひとり暮らしの障害者の方がどのくらいいるんでしょうか。

2つ目として、ひとり暮らしの障害者に対する緊急事態というんですか、連絡体制や連絡網、そういう緊急のときの障害者に対する対応がどう体制がとられて、どういう体制になっているのかを伺いたいと思います。

3つ目は、災害前や災害時の緊急告知放送システムの構築を考えてはいかがかと。特に有線テレビの入っているところは大体入っているんですが、小川地区なんかは半分以上は入っていないわけですね。そういう点でもそういう緊急の事態を知らせる、また連絡がとれるような簡単な無料電話のようなのはできないかなということを検討していただければありがたいんですが、その辺3つの点について伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） ひとり暮らしの障害者に対する防災対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、ひとり暮らしの障害者数についてですが、平成29年4月1日現在、町内の障害者手帳所有者数は身体障害者手帳が815名、療育手帳が154名、精神保健福祉手帳が101名、計1,070名となっております。そのうちひとり暮らしの障害者は約157名であり、65歳未満の方は54名、65歳以上の方は103名です。

次に2点目、緊急事態の連絡体制や連絡網についてですが、障害者も含めた65歳以上のひとり暮らし高齢者については、地区民生委員児童委員に個別台帳の点検を実施していただいております。必要があれば緊急通報システムの利用につなげていただいております。

また、65歳未満のひとり暮らしの方については、主にグループホームや福祉ホームなどの施設を利用されている方あるいは緊急時にご自身で対応できる方がほとんどです。

また、福祉サービスを利用している方であれば、相談支援員や事業所等からの情報が入りますので、対応は可能と考えております。

重度の障害者の方については、既に緊急通報システムを利用されている方もおりますので、今後全員の方が利用できるよう推進してまいりたいと考えております。

また、災害が発生した場合の緊急時には、地域防災計画に基づき、要援護者を災害から守るための支援を行うこととなっています。高齢者や障害者等は避難行動要支援者として全体計画を策定しておりまして、平常時より台帳の整備を図り、活用できるようにしております。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 次に3点目、災害前や災害時の緊急告知放送システムの構築についてですが、町では町民全員の方が1人でも災害に遭わないような体制づくり、これが一番大切ではないかなと考えているところです。そういった中で、防災予知や注意喚起、災害時の速やかな避難対応を図るため、ケーブルテレビ放送網を活用しました告知放送システムの構築を今現在してあります。そういった中で、災害情報を町民の皆様にお知らせするために、屋外では屋外スピーカーを設置して放送しているところです。また、ケーブルテレビ加入者に限ってしまいますが、屋内の音声告知放送を行っており、地元消防団等においても必要に応じて災害予知予防のための周知活動を行っているところでございます。

また、先ほど健康福祉課長からありましたように、町防災計画に基づきまして、避難行動要支援者名簿というのを作成させていただいております。これに基づきまして避難誘導や安否確認等を行うこととしております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 健康福祉課長のほうからも具体的に説明をいただいて、数字も上げていただいたんですが、総務課長のほうからも3番の問題では屋外の告知放送というんですか、屋外のあれで放送しているということを使った。これは前から問題となっているんですが、屋外の放送というのは非常に場所によっては聞けなかったり、聞きづらかったりするんですね。だからどうしても屋内でのあれを設置していただくと非常にわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。特に小川地区は有線テレビが入っていないというだけで、そういう

緊急放送、告知放送が取りつけられればいいかなというふうに思いますので、ぜひとも人の命にかかわることでもあるし、総務課長が言ったように、1人でも町民の安心・安全を考えてやるんだということは非常に大事だと思います。そういう点ではぜひとも障害者を含め、高齢者の問題もありますが、ぜひとも周知徹底ができるような方向で検討していただきたいと思います。

以上で2点目については終わらせていただきます。

3点目について伺いたいと思います。

3点目は、就学援助制度について伺うんですが、1点目は要保護者、準要保護者の人数、世帯数について伺いたいというふうに思います。

2点目は、学校教育法第19条に基づいて、町はどのような制度を実行しているのかについて伺いたいというふうに思います。

次、3番目は、今後新たな支援制度の考えはあるのかを伺いたいというふうに思います。

以上、3点についてお願いします。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それでは、就学援助制度についてのご質問にお答えします。

まず1点目、要保護者、準要保護者の人数、世帯数についてですが、前年度実績で要保護者が4人で3世帯、準要保護者が84人で60世帯となっております。

次に2点目、学校教育法第19条に基づく制度の実行についてですが、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対する扶助制度として就学援助制度があります。この制度は要保護者と準要保護者の2つに区分され、援助が行われているところです。要保護者は生活保護法に規定する世帯の児童生徒を対象としており、事業に要する経費について国の補助があります。準要保護者は低所得者やひとり親世帯など、要保護者に準ずる世帯の児童生徒に対して町が援助する制度です。制度の内容は、それぞれの区分に応じて学用品費、校外活動費、就学旅行費、学校給食費、災害共済給付に係る共済掛金を支給しており、大部分を町が負担をしております。

次に3点目、新たな支援制度についてですが、現在町が行う要保護者等への援助は就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法、学校保健安全法等に基づき、必要な援助を行っています。今後の新たな支援については、国や他市町の動向を参考としながら、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 1番の要保護者ですか、それと準要保護者というのがあるわけですが、要保護者が4人で3世帯、準要保護者が84人で60世帯ということですが、その中でいろいろあると思うんですが、ひとり親家庭のあれがどのくらい世帯が含まれているんでしょうか、伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） ひとり親世帯につきましては、これは学校からの聞き取りということで調査をしております。那珂川町の児童生徒数の中でトータル、小・中合わせて138名ということで、ひとり親世帯については全児童数ならば1,000人弱ということなものですから、約14%ということで数字を今現在把握をしております。

要保護、準要保護の支給の基準といたしますのが、非課税世帯、それから児童扶養手当等の受給要件がございます。ですから、基本的にはひとり親ということであれば、児童扶養手当のほうの全額支給もしくは一部支給、所得の制限があつて中身は分かれてくるとは思いますけれども、支給を受けている方については就学援助の基本的には対象になるということがございます。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） ありがとうございます。かなりいることは事実だと思います。特に私、ひとり親に関心があるわけじゃないんですが、話を聞くと、収入も減ったりということで、かなり大変な状況で、それも学校の聞き取りということなんですが、それ以外に調べる方法があつたら、具体的に調べていただければいいなと思うんですが。

今ひとり親世帯がかなりふえているんですね。そういう点ではこれ本当に深刻な問題であると思います。全県的にも全国的にもそういう傾向にあるようですが、そういう点ではこの町独自の特別なあれも必要ではないかなと思いますね。

就学援助制度を利用しての自治体によってかなり違うんですが、最近子供さんで目の悪い方が結構ふえているんですね。自治体によっては違うんですが、眼鏡を買うための費用の一部なんかも出しているんですね。あとは自転車通学している子供さんには自転車の購入の一部を出すと、そういうこともやっているんですね。そういう点ではいろいろ日光とか那須

なんかもやられているんですが、隣の太子町なんかかなりいろんなことをやっていますね。そういう点では、先ほど信親議員が言われているように、他町の真似をするということはいいことは大いに真似をしていただきたいんですが、先駆けて、この那珂川町独自の今ひとり親家庭がふえている、そういう人でも安心して住めるということで、そういう子供さんを持ったあれが入ってこられるような状況、また安心して暮らせるような状況を何としてもつくっていただきたいというふうに思います。

そういう点で最後に町長にそのことに対してのご意見が、考えがあれば伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔「通告が教育長なんで申しわけないんですが」と言う人あり〕

○4番（益子輝夫君） すみません、申しわけありませんでした。教育長はどういうふうに考えているか、それじゃ伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） 今のご質問ですけれども、繰り返しになりますけれども、周りの様子とか、これから精査して、子供たちの実態を見ながら検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） ありがとうございます。できるだけそういう弱者の声にいかに応えるかということは、町政のあり方が問われる一番の根本的な問題になると思います。ぜひとも前向きな検討をしていただいて、子供さんを差別するようなことのないよう、教育の現場こそが本当に一番大事ですから、そういう点ではそういうことで経済問題で差別されることのないような環境をつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の4つ目の産廃処分場の関連問題について伺いたいというふうに思います。

きのう益子明美議員が聞いた質問とかぶるようなこともあるかもしれませんが、私が聞こうとしていることはそういうことじゃないんで、ひとつ考えていただきたいというふうに思います。

県は産廃処分場の建設をPFI事業で進める計画であるようですが、処分場の建設後は一旦県に戻され、県とPFIで、結局SPCという民間企業に管理運営を任せることになっているわけですね。それがPFI事業の一環としてやられるわけですけれども、町はその民間

会社、最終的に処分場を管理運営するSPCと何らかの安全協定なりを結ぶ考えはあるのかについて伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 産廃処分場関連についてのご質問には、通告書に基づきお答えをいたします。

県が選定した民間事業者と町が協定を結ぶ考えについて、昨日、益子明美議員の質問にお答えしたように、町が入ることはございません。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私が聞こうとしているのは、PFI事業は結局県と協定を結ぶわけで、また町は県と保全協定を結ぶわけですけれども、当事者である事業者のSPCが十数年間地元の産廃処分場の維持管理をやるわけですね。そういう点でいろいろ問題も出てくると思うんですが、当事者である地元の問題でもあると思うんですね。その点で何かがあった場合どういうふうに考えるか。何かというのはいろいろなこともあると思いますが、事故があったりとか、そういうこともあるんだと思いますが、それと同時に、会社そのものは果たして本当に倒産なんかということがなくて成り立っていくのか。そういう場合、最悪の状態を考えて対応していかなければならないというふうに思うんですが、私はPFI事業の一環である最終的に民間会社としてもSPC、これと協定を結ぶ考えはないかということ伺っているんですね。だから、そういう会社ももし倒産とか、そういうことになった場合、どういうことになるのでしょうか。町は関係ないということになるのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） まず、SPC、こちらのほうが事故あるとき、施設の事故があったときではございますが、非常時、緊急時の対応でございますけれども、こちらについては県とSPCが結ぶ事業契約、その中で運営・維持管理マニュアルにより、発生した事態に応じて、直ちに必要な措置を講じるというような形になってございます。

それと、SPCが何らかの倒産になった場合、こちらについてはそもそも県とSPCとの協定の中でございますので、町がそこにかかわることはございません。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私もいろいろ調べたんですが、企業に対しては説明会でもSPCがどうなったらというようなことは説明してないんですよ。だから、そういう点で県とのあれだと言いますけれども、地元の自治体としてそれとかかわらないというのは私はおかしいのではないかなと思って、地域の住民の安心・安全を守る意味でも何らかの形でかかわっておくべきではないかなというふうに思うんですが、そうじゃないと安心して町民は、町民を初め近隣市町村だって受け入れるということに対しては、交通で、陸送でやってくるんでしょうから、いろいろ問題を受ける可能性があります。県に全てあれするといっても、県のほうもSPC以外全て、PFI事業は結局県、国の補助金を使ったり、民間の技術や資金を使うんですが、SPCは独立採算なんですね。そういう点でも非常に私は難しいことがあると思うんですよ。そういう企業説明会の中でされています。しかし、それはあくまでもSPCの責任だということをおっしゃっているわけですね。そういう点で考えるならば、大山田下郷にあるトーセンと町が安全協定を結んだように、それも町がそういう形で安全協定なり何なりを町とSPCが結ばないと、いざとなったとき県だけが本当に頼れるのかといたら、それは疑問だと思います。被害を受けるのは当町なんですから、そのことを県だけの責任にするというのもちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんです。地元住民にとっては決してそれでは安心できるような状況ではないと思うんですが、その辺での答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） もう以前から何度も申し上げていることですが、町の相手はあくまで県でございます。県が全ての責任を持つ、そのように私は認識をいたしておりますので、SPCと特別町と協定を結ぶ、これはあり得ない、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） その辺私、わからないんですけども、地元の自治体としての責任があると思うんですが、あくまで県と結ぶからということになったんですが、県と結ぶのはPFI事業であって、SPCは完全に切り離されるんですよ。独立採算なんですよ。業者の説明会の資料もあるんですが、その中にはSPCの全て責任であって、県は何かあったら協議には応じるとしか書いてないんです。全て協議には応じるけれども、具体的に何一つ触れてないんですよ。そういう中で本当に県に任せて大丈夫なのかという問題が生じてくると思

うんですが、その辺のとらえ方も私は違うんじゃないかなと思う。P F I 事業というのは何度も繰り返しますけれども、国や県の補助事業と民間の技術や資金の一部提供していますが、あの施設をつくるということだけですよ。実際の運営はS P Cに任されるんですよ。独立採算制で。だから、その企業が成り立つ、本当に十数年間やっていけるかどうかという疑問も湧くのが普通だと思うんですが、そうじゃなくても今産業廃棄物がどんどん減ってきているわけですね。そういう中で産業廃棄物の奪い合いが現実に行われているんですね。だから、今、停止されているけど山梨県の明野処分場のごみ集めだつて九州にまでダンプを飛ばしているというのが出ています。お互いに産廃処分場がない、成り立たないんで、ごみの奪い合いになっているんですね。そういう中で健全経営をしていくというのはなかなか難しいというふうに思います。その中で業者説明会でも県はあくまでS P Cに責任とらせるけれども、どうしようもなくなった場合は協議しますということだけしか書いてないんです。きのう益子明美議員が風評被害についてもかなり強くあれしていましたが、それ以前に考えなければならない問題だというふうに私も捉えるんですが、そこまで県を信じて県に任せるとするのは、それでは地元を初め町民は納得しないんじゃないでしょうか。地元の問題なんですから。

トーセンの問題だつて同じだと思うんですよ。地元の企業で、なぜそれじゃトーセンとそういう協定を結んで、このS P Cとは結ばないか。県との関係だけではないと思うんですよ。現実にはこの那珂川町で起きる問題なんですから、その辺は県任せにするということはいかがなものか。まして県は何かがあったら協議はするけれども、解決方法とか、そういうのについては一切業者説明会では触れていません。幾ら言ってもその辺が理解の違いというんですか、あれがあるんですが、町民の安心・安全を守るという点では地元行政が介入すべきだというふうに私は思います。その点で再度聞いて終わりたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 何度申し上げても同じかとは思いますが、県営最終処分場であります。あくまで県営でありますから、町としての協定の相手は県、このような認識をいたしております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） あとは言葉のあれでひっくり返しになってしまうんですが、このグリーン那珂川にもありますが、県営処分場というのは最近使われなくなっているんですよ。

馬頭処分場というのが使われていますけれども。事業の形態がまるっきり違ってしまいうので、その辺を確認していただきたいのと、現実に沿ったもう少し企業者説明とかリスク分担なんかも調べていただいて、より安全な方法をとっていただくことをお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午前11時51分